

主な環境関連法令等の改廃情報について(令和3年度第4四半期)

様式1

【改廃に係る情報】 R4.1～3月の間の改廃状況

]	区分	環境関連法令等名称	制定	番号	最終改正	番号	施行日	改正有無 (R4.1～3)	県庁TEAS への関連の 可能性	法令等改正 の登録簿反 映状況	現在の 県庁TEAS 登録状況	担当課 (R3.4時点)
環境一般	法	環境基本法	H5.11.19	法91号	H30.6.13	法50号	H30.12.1	無			—	環境立県推進課
	条	鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例	H8.10.8	条19号	H13.7.6	条44号	H13.10.1	無			—	環境立県推進課
	法	環境影響評価法	H9.6.13	法81号	H26.6.4	法51号	H27.4.1	無			—	環境立県推進課
		同 施行令	H9.12.3	政346号	R3.10.4	政283号	R3.10.31	無				
		同 施行規則	H10.6.12	総理府令37号	H24.10.24	環省令31号	H25.4.1	無				
条	鳥取県環境影響評価条例	H10.12.22	条24号	R1.10.1	条8号	R1.10.1	無			—	環境立県推進課	
	同 施行規則	H11.6.4	規37号	R2.12.11	規則8号	R2.12.11	無					
地球環境	法	地球温暖化対策の推進に関する法律	H10.10.9	法117号	R3.6.2	法54号	R4.4.1	無		登録済	—	脱炭素社会推進課
		同 施行令	H11.4.7	政143号	R1.12.13	政183号	R1.12.16	無				
		同 施行規則	H11.4.7	総理府令31号	H28.5.27	環省令11号	H28.5.27	無				
	条	鳥取県地球温暖化対策条例	H21.3.27	条36号	H28.8.23	条42号	H28.8.23	無		登録済	—	脱炭素社会推進課
		同 施行規則	H21.10.23	規79号	H31.3.15	規16号	H31.3.15	無				
	法	エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネルギー法)	S54.6.22	法49号	H30.6.13	法45号	H30.12.1	無		登録済	—	総務課
		同 施行令	S54.9.29	政267号	R2.1.24	政10号	R2.4.1	無				
		同 施行規則	S54.9.29	通省令74号	R3.5.14	経省令47号	R3.5.14	無				
	法	同法の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令	H15.3.7	国省令15号	H28.11.30	国省令80号	H29.4.1	無		登録済	—	環境立県推進課
		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	S63.5.20	法53号	H30.7.4	法69号	H31.1.1	無				
		同 施行令	H6.9.26	政308号	H30.11.30	政326号	H31.1.1	無				
	同 施行規則		S63.12.24	通省令80号	R1.12.13	経省令49号	R1.12.16	無				
法		国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	H19.5.23	法56号	H28.5.27	法50号	H28.5.27	無		登録済	—	脱炭素社会推進課
循環型社会	法	循環型社会形成推進基本法	H12.6.2	法110号	H24.6.27	法第47号	H24.9.19	無			—	循環型社会推進課
	法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	S45.12.25	法137号	R1.6.14	法37号	R2.4.1	無		登録済	—	循環型社会推進課
		同 施行令	S46.9.23	政300号	R4.1.19	政25号	R4.4.1	有	無			
		同 施行規則	S46.9.23	厚省令35号	R3.8.4	環省令12号	R3.8.4	無				
	細	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (鳥取県)	S58.3.31	規18号	R2.11.13	規51号	R2.11.13	無		登録済	—	循環型社会推進課
	法	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB廃棄物特別措置法)	H13.6.22	法65号	H28.5.2	法34号	H28.8.1	無		登録済	—	循環型社会推進課
		同 施行令	H13.6.22	政215号	R1.6.26	政39号	R2.4.1	無				
		同 施行規則	H13.6.22	環省令23号	R2.3.30	環省令9号	R2.3.30	無				
	法	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	H13.6.22	法64号	R1.6.14	法37号	R2.4.1	無		登録済	—	循環型社会推進課
		同 施行令	H13.12.12	政396号	R1.12.13	政183号	R2.4.1	無				
		同 施行規則	H13.12.14	経・環省令13号	R2.12.28	経・環省令5号	R2.12.28	無				
	法	資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)	H3.4.26	法48号	H26.6.13	法69号	H28.4.1	無		登録済	—	循環型社会推進課
		同 施行令	H3.10.18	政327号	H27.9.9	政319号	H27.10.1	無				
	法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	H7.6.16	法112号	H23.8.30	法105号	H23.8.30	無		登録済	—	循環型社会推進課
		同 施行令	H7.12.14	政411号	R1.9.6	政88号	R1.12.14	無				
同 施行規則		H7.12.14	大・厚・農・通省令1号	R1.7.1	財・厚・農・経・環省令2号	R2.4.1	無					
法	特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	H10.6.5	法97号	H29.6.16	法61号	R2.4.1	無		登録済	—	循環型社会推進課	
	同 施行令	H10.11.27	政378号	R1.9.6	政88号	R1.12.14	無					
	同 施行規則	H12.2.18	厚・通省令1号	R1.12.13	経・環省令6号	R1.12.14	無					

]	区分	環境関連法令等名称	制定	番号	最終改正	番号	施行日	改正有無 (R4.1~3)	県庁TEAS への関連の 可能性	法令等改正 の登録簿反 映状況	現在の 県庁TEAS 登録状況	担当課 (R3.4時点)		
法		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	H12.5.31	法104号	H26.6.4	法55号	H28.6.1	無			登録済	技術企画課		
		同 施行令	H12.11.29	政495号	R1.6.26	政39号	R2.4.1	無						
		同 施行規則	H14.3.5	国・環省令1号	H22.2.9	国・環省令1号	H22.4.1	無						
法		プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	R4.4.1	法60号	R4.4.1		R4.4.1							
		同 施行令	R4.4.1	政25号	R4.4.1		R4.4.1							
		同 施行規則	R4.4.1	経・環省令1号	R4.4.1		R4.4.1							
法		食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	H12.6.7	法116号	R1.12.4	法62号	R1.12.4	無			-	農林水産政策課		
		同 施行令	H13.4.25	政176号	R1.7.12	政54号	R1.7.12	無						
法		使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	H14.7.12	法87号	R1.6.14	法37号	R2.4.1	無			登録済	循環型社会推進課		
		同 施行令	H14.12.20	政389号	R1.9.6	政88号	R1.12.14	無						
		同 施行規則	H14.12.20	経・環省令7号	R2.12.28	経・環省令5号	R2.12.28	無						
法		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	H24.8.10	法57号	H25.4.1	法57号	H25.4.1	無			登録済	循環型社会推進課		
		同 施行令	H25.3.6	政45号	H25.4.1	政45号	H25.4.1	無						
		同 施行規則	H25.3.6	経・環省令3号	R1.7.1	経・環省令3号	R1.7.1	無						
法		国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	H12.5.31	法100号	H27.9.11	法66号	H28.4.1	無			登録済	総務課		
条		鳥取県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条	H17.10.18	条68号	H30.4.1	条45号	H30.4.1	無			-	循環型社会推進課		
		同 施行規則	H17.12.27	規121号	H30.4.1	規19号	H30.4.1	無						
法		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	H11.7.28	法112号	H23.8.30	法105号	H23.8.30	無			-	畜産課		
		同 施行令	H11.10.29	政348号	H20.9.19	政297号	H20.10.1	無						
		同 施行規則	H11.10.29	農省令74号	R2.12.21	農省令83号	R2.12.21	有	無					
条	公害防止	鳥取県公害防止条例	S46.10.12	条35号	H23.12.20	条62号	H23.12.20	無			登録済	水環境保全課		
		同 施行規則	S47.3.30	規21号	R1.6.28	規3号	R1.7.1	無						
		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織整備法)	S46.6.10	法107号	H27.6.19	法41号	H30.4.1	無					-	水環境保全課
同 施行令	S46.8.11	政264号	H30.11.30	政329号	H30.12.1	無								
同 施行規則	S46.8.13	大・厚・農・通・運省令3号	R1.7.1	財・厚・農・経・国・環省令2号	R1.7.1	無								
法	大気汚染・悪臭	大気汚染防止法	S43.6.10	法97号	R2.6.5	法39号	R3.4.1	無			登録済	環境立県推進課(H30~)		
		同 施行令	S43.11.30	政329号	R2.10.7	政304号	R3.4.1	無						
		同 施行規則	S46.6.22	厚・通省令1号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無						
	同 施行令	S47.6.8	法57号	R1.6.14	法37号	R2.4.1	無			登録済	総務課			
	同 施行令	S46.6.1	法91号	H23.12.14	法122号		無			登録済	環境立県推進課(H30~)			
	同 施行規則	S47.5.30	政207号	H23.11.28	政364号	H24.4.1	無							
同 施行規則	S47.5.30	総理府令39号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無								
法	水質汚濁・地盤沈下	水質汚濁防止法	S45.12.25	法138号	H29.6.2	法45号	R2.4.1	無			登録済	水環境保全課		
		同 施行令	S46.6.17	政188号	R2.12.28	政356号	R2.12.28	無						
		同 施行規則	S46.6.19	総・通省令2号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無						
		同 施行令	S33.4.24	法79号	R3.5.10	法31号	R3.11.1	無					登録済	水環境保全課
		同 施行令	S34.4.22	政147号	R3.10.29	政296号	R3.11.1	無						
		同 施行規則	S42.12.19	建省令37号	R3.10.29	国省令69号	R3.11.1	無						
	同 施行令	H16.10.1	条170号	R2.9.29	条20号	R3.4.1	無			登録済	衛生環境研究所			
	同 施行令	S58.5.18	法43号	R1.6.19	法40号	R2.4.1	無			登録済	水環境保全課			
	同 施行令	H13.9.19	政310号	H23.3.11	政17号	H23.3.11	無							
	同 施行規則(環境省関係)	S59.3.30	厚省令17号	R2.2.7	環省令3号	R2.4.1	無							
	同 施行令	H24.12.21	条91号	H25.7.2	条42号	H25.7.2	無			-	水環境保全課			
	法		騒音規制法	S43.6.10	法98号	H26.6.18	法72号	H28.4.1	無			登録済	環境立県推進課(H30~)	
同 施行令			S43.11.27	政324号	H23.11.28	政364号	H24.4.1	無						
同 施行規則			S46.6.22	厚・農・通・運・建令1号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無						

]	区分	環境関連法令等名称	制定	番号	最終改正	番号	施行日	改正有無 (R4.1~3)	県庁TEAS への関連の 可能性	法令等改正 の登録簿反 映 状況	現在の 県庁TEAS 登録状況	担当課 (R3.4時点)
騒音・振動	法	振動規制法	S51.6.10	法64号	H26.6.18	法72号	H28.4.1	無			登録済	環境立県推進課(H30~)
		同 施行令	S51.10.22	政280号	H23.11.28	政364号	H24.4.1	無				
		同 施行規則	S51.11.10	総理府令58号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無				

]	区分	環境関連法令等名称	制定	番号	最終改正	番号	施行日	改正有無 (R4.1~3)	県庁TEAS への関連の 可能性	法令等改正 の登録簿反 映状況	現在の 県庁TEAS 登録状況	担当課 (R3.4時点)
土壌汚染	法	土壌汚染対策法	H14.5.29	法53号	H29.6.2	法45号	R2.4.1	無			登録済	水環境保全課
		同 施行令	H14.11.13	政336号	H30.9.28	政283号	H31.4.1	無				
		同 施行規則	H14.12.26	環省令29号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無				
化学物質	法	毒物及び劇物取締法	S25.12.28	法303号	H30.6.27	法66号	R2.4.1	無			登録済	医療・保険課
		同 施行令	S30.9.28	政261号	R1.6.28	政44号	R2.4.1	無				
		同 施行規則	S26.1.23	厚省令4号	R1.6.28	厚省令20号	R2.4.1	無				
		毒物及び劇物指定令	S40.1.4	政2号	R4.1.28	政36号	R4.2.1	有	有			
	法	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)	S48.10.16	法117号	R1.12.4	法63号	R2.4.1	無			-	環境立県推進課(H30~)
		同 施行令	S49.6.7	政202号	R3.4.21	政144号	R3.10.22	無				
		同 施行規則(経済産業省関係)	S49.6.7	通省令40号	R1.12.13	経省令49号	R1.12.16	無				
	法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	H11.7.13	法86号	H14.12.13	法152号		無			-	環境立県推進課(H30~)
		同 施行令	H12.3.29	政138号	R3.10.20	政288号	R5.4.1	無				
		同 施行規則	H13.3.30	内閣府・財・文・厚・農・経・国・環省令1号	R1.12.13	財・文・厚・農・経・国・環・防省令2号	R1.12.16	無				
	法	ダイオキシン類対策特別措置法	H11.7.16	法105号	H26.6.18	法72号		無			-	環境立県推進課(H30~)
		同 施行令	H11.12.27	政433号	H30.8.10	政241号	H31.1.1	無				
同 施行規則		H11.12.27	総理府令67号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無					
条	鳥取県石綿健康被害防止条例	H17.10.18	条67号	R4.3.25	条例第12号	R4.4.1	有	無		-	環境立県推進課(H30~)	
	同 施行規則	H17.10.28	規106号	R4.3.31	規則第14号	R4.4.1	有	無				
その他	法	消防法	S23.7.24	法186号	R3.5.19	法36号	R3.9.1	無			登録済	消防防災課
		危険物の規制に関する政令	S34.9.26	政令306号	R1.12.13	政183号	R1.12.16	無				
		危険物の規制に関する規則	S34.9.29	総理府令55号	R4.1.1	総省令71号	R4.1.1	有	無			
	規	鳥取中部ふるさと広域連合危険物の規制に関する規則	H15.6.1	連合規13号	R3.12.1	連合規16号	R4.1.1	有	無		登録済	中部県民福祉局
	条	鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例	S53.5.1	条21号	R1.5.20	条1号	R1.7.1	無			登録済	総務課
	条	中部ふるさと広域連合火災予防条例	H10.4.1	条29号	R3.3.5	連合条1号	R3.4.1	無			登録済	衛生環境研究所
	条	鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例	S51.4.30	条17号	R3.4.1	条1号	R3.4.1	無			-	西部県民福祉局
	法	高圧ガス保安法	S26.6.7	法204号	R1.6.14	法37号	R1.9.14	無			登録済	消防防災課
	法	冷凍保安規則	S41.5.25	通省令51号	R3.10.20	経省令76号	R3.10.27	無			登録済	消防防災課
	法	電気事業法	S39.7.11	法170号	R2.6.12	法49号	R3.4.1	無			登録済	衛生環境研究所
	法	麻薬及び向精神薬取締法	S28.3.17	法14号	R1.12.4	法63号	R3.8.1	無			登録済	医療・保険課
	法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	H10.10.2	法114号	R3.2.3	法5号	R3.2.13	無			登録済	健康政策課
	法	放射性同位元素等の規制に関する法律(放射性同位元素等規制法)	S32.6.10	法167号	R1.6.14	法37号	R1.9.1	無			登録済	衛生環境研究所
	法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)	S32.6.10	法166号	R1.6.14	法37号	R2.4.1	無			登録済	原子力安全対策課
	法	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)	H15.7.25	法130号	H23.6.15	法67号	H23.10.1	無			-	脱炭素社会推進課
	法	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)	H16.6.2	法77号	H17.7.26	法87号	会社法の施行の日	無			-	脱炭素社会推進課
	条	鳥取県景観形成条例	H19.3.16	条14号	R2.3.27	条22号	R2.4.1	無			-	住まいまちづくり課

【法令等の改正概要】※令和4年1月～3月の間に改正された法令等

環境関連法令等名称	改正の概要	施行年月日
<記載例> 鳥取県環境影響評価条例	元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行による。 平成〇年条例第〇号	令和〇年〇月〇日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律で定められた諸制度の書面保存の規定を追加 令和四年政令第25号	令和4年4月1日
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	別添概要資料のとおり。 令和三年法律第六十号	令和4年4月1日
同 施行令	別添概要資料のとおり。 令和四年政令第25号	令和4年4月1日
同 施行規則	別添概要資料のとおり。 令和四年経済産業省・環境省令第一号	令和4年4月1日
毒物及び劇物指定令	新たに1品目の劇物が指定され、2品目が毒物として指定されていたものが劇物に指定され、1品目の劇物が除外された。 令和4年政令第36号	令和4年2月1日
鳥取県石綿健康被害防止条例	法改正に伴う所要の整備(石綿事前調査結果報告者の変更) 令和4年鳥取県条例第12号	令和4年4月1日
鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則	条例改正に伴う所要の整備 令和4年鳥取県規則第14号	令和4年4月1日
危険物の規制に関する規則	第一 屋内給油取扱所の基準に関する事項(第25条の6関係) 給油取扱所のうち、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積(以下この条において「区画面積」という。)を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が3分の2までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものは、屋内給油取扱所として扱わないこととされたこと。 第二 申請書等様式に関する事項(第1条の6及び第48条の3関係) 仮貯蔵又は仮取扱いの承認に必要な申請書及び危険物保安監督者の選任の届出に必要な実務経験証明書について、新たに様式が規定されたこと。 令和3年7月21日総務省令第71号	令和4年1月1日
鳥取中部ふるさと広域連合危険物の規制に関する規則	仮貯蔵等の承認を受ける場合及び危険物保安監督者の届出に必要な申請書を削除したもの。 令和3年12月1日 鳥取中部ふるさと広域連合規則第16号	令和4年1月1日
【以下報告漏れとして今回報告があった分】		
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則	押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令(令和二年農林水産省令第八十三号)の施行による。 (令和二年農林水産省令第八十三号)	令和2年12月21日

環境関連法令等名称	改正の概要	施行年月日
危険物の規制に関する規則	<p>危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）及び危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年自治省令第1号）において引用している日本産業規格について、名称に変更等があったものを反映させるとともに、所要の規定の整備を行うこと。</p> <p>令和2年4月15日総務省令第40号</p>	令和2年5月1日
危険物の規制に関する規則	<p>第一 様式上に規定されている押印に関する事項（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）様式及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第165号。以下「改正省令」という。）別記様式関係）規則及び改正省令に規定する各様式における届出者等の押印については不要とし、各様式中の㊟マークが削除されたこと。</p> <p>第二 危険物取扱者免状の写真に関する事項（規則第52条関係）規則に規定する危険物取扱者免状の写真に関し、宗教上又は医療上の理由がある者については顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆うことを認めることとされたこと。</p> <p>第三 定期点検の期限に関する事項（規則第62条の4～第62条の5の4関係）危険物施設の定期点検について、災害その他非常事態による事由により規則に定める期限までに行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができることとされたこと。</p> <p>令和2年12月25日総務省令第124号</p>	令和2年12月25日
冷凍保安規則	<p>(1) 不活性ガスの種類の追加【冷凍則第2条第1項第3号】 今回の政令改正を踏まえ、冷凍則第2条第1項第3号に規定される不活性ガスの定義に、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン及び窒素を加える。</p> <p>(2) 冷凍保安責任者の選任範囲の変更【冷凍則第36条第3項第1号】 二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）の製造業者は、一定規模（20冷凍トン以上50冷凍トン未満）のガスの製造設備については、冷凍保安責任者の選任義務が免除されている。 今回の政令改正を踏まえ、ヘリウム等のガスの製造施設に係る冷凍保安責任者の選任義務についても、規模が20冷凍トン以上50冷凍トン未満であれば、当該義務を免除することとする。</p> <p>(3) 冷凍施設に用いる機器の指定【冷凍則第63条】 二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）の製造業者は、一定規模（3冷凍トン以上5冷凍トン未満）の冷凍機器については、技術基準に従って製造する義務が免除されている。 今回の政令改正を踏まえ、ヘリウム等を用いる冷凍機器についても、規模が3冷凍トン以上5冷凍トン未満であれば、当該義務を免除することとする。</p> <p>令和3年10月20日経済産業省令第76号</p>	令和3年10月27日

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景


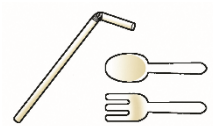
- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】 <ul style="list-style-type: none">● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。<ul style="list-style-type: none">➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。	 <p><付け替えボトル></p>	
販売・提供	【使用の合理化】 <ul style="list-style-type: none">● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。<ul style="list-style-type: none">➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。	 <p><ワンウェイプラスチックの例></p>	
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 <ul style="list-style-type: none">● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。<ul style="list-style-type: none">➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。	【製造・販売事業者等による自主回収】 <ul style="list-style-type: none">● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。<ul style="list-style-type: none">➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。	【排出事業者の排出抑制・再資源化】 <ul style="list-style-type: none">● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。<ul style="list-style-type: none">➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。<ul style="list-style-type: none">➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

▼：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>